

Title	山口方言の文末詞「イネ」について
Author(s)	船木, 礼子
Citation	阪大社会言語学研究ノート. 1 P.53-P.60
Issue Date	1999-03
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/23168
DOI	10.18910/23168
rights	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

山口方言の文末詞「イネ」について

船木礼子

【キーワード】山口方言、文末詞、既存の確定情報、イネ、ヨ、イ

1. はじめに

現代の山口県の方言には「イネ」という文末詞があり、ごく日常的に用いられている。それは次のようなものである¹⁾。

- (1) a: そりゃあもう、その時は私、本当にびっくりシマシタイネ。[しましたよ]
b: 大変だったんですね。
- (2) a: あいつにあの仕事ができるかなあ。
b: あいつなら絶対デキルイネ。[できるよ/できるさ]
- (3) a: あのツアー、おまえもちろん行くイネ。[行くよね]
b: うん、もちろん。
- (4) a: 何回いわせるの。さっさとやりなさいよ。
b: うるさいな。いわれなくてもヤルイネ。[やるよ]

東京方言訳 ([] 内) からは、「イネ」が東京方言の文末詞「よね」「よ」「さ」などの機能をすべて担っているようにみえ、「イネ」が汎用的な文末詞のようにも思えるのだが、別の見方をすれば、東京方言の文末詞体系と山口方言のそれとが異なっているとも考えられる。では、どんな要素がこうした文末詞体系の差異を生み出しているのだろうか。

この「イネ」に関する詳しい先行研究はみあたらないが、「イネ」の古い形と考えられる文末詞「イ」については、中川 (1982) に次のような指摘がある。

イ音尾による訴えかけはきわだっている。次のように、上接部の末尾母音が[u][o]のときは、イ音尾をとることが多い。シゴトー スルイ。(仕事をするよ。) ハシローイ。(走ろうよ。) (中川 1982: 164)

中川 (1982) は、山口県の方言の全体像を概説するという目的で記述されたものであるため、この「イ」に関する記述はあくまで現象を補足的に報告する範囲にとどめられている。したがって「訴えかけ」とはどんなものなのかなど、詳細については述べられていない。さらにこの記述は、この文末詞「イ」の分布が音韻的な条件に拠っているように受け取られるきらいがある。

また瀬戸口 (1982) には、藤原 (1976) から摘要するかたちで、筆者の出身地にほど近い山口県熊毛郡上関町祝島の方言についての記載がある。これには多くの文末詞が記載されており、文末詞「ノ」「ネ」「ヤ」の複合形として「ノイノー」「トイノー」「ドイネ」「トイネ」「ゾイヤ」「トイヤ」などが列挙されているが、これらの形式について細かな用法の記述はなされていない。

なお、これらの先行研究は「イ」や「イノ」にはふれているものの、「イネ」は全くみられない。逆に現在は、「イ」はまったく使われていないといっても過言ではないだろう。

つまり、かつての「イ」が何らかの変化を経て現代の「イネ」になったと考えられるのだが、既刊の方言資料だけでは用例の質・量ともに制限があり²⁾、「イ」について記述することが困難である。よって、本稿ではかつての文末詞「イ」については触れず、特に断らないかぎり「イネ」についての記述に徹し、その特徴をうきぼりにすることを目的とする。

以下、まず 2. で「イネ」の文における分布および文タイプとの共起関係を見、3. で「イネ」の典型的な 4 つの用法についてそれぞれ詳述する。

2. 「イネ」の分布

ここでは、「イネ」の文法カテゴリーへの位置づけを行うために、文における「イネ」の分布や文タイプとの共起関係を把握しておく。

2.1. 文末詞としての「イネ」の位置

「イネ」は文の最も右に位置し、「ヨ」「ネ」「チャ」「ジャ」「ヤ」「ワ」などの他の方言文末詞とは共起しない。ちなみに、(5) のように当該方言の「ヨ」と東京方言の「よ」とがまったく同じものではないこと、また例 (6) のように山口方言「イネ」と東京方言「よね」の両方が適格となる例 (1) の文脈（〈確認要求〉用法）であっても、山口方言としては「ヨネ」が不自然であることから、「イネ」を東京方言の「よね」と同じものとみなす考え方は妥当ではないと思われる。

(5) a: (花瓶を割る現場を目撃して) あー。先生にいつてやろー。

b: 見逃してよ／見逃してくれよ (東京方言)

b': *見逃シテヨ／*見逃シテクレヨ

b'': 見逃シテイネ／見逃シテクレイヤ

(6) あのツアー、おまえもちろん行く {イネ／*ヨネ}。(= (1))

なお、「イネ」は疑問を表す「カ」や禁止を表す「ナ」(ただし男性の「イヤ」のみ³⁾)には後接する。

(7) あいつも行くカイネー [行くかな]

(8) 何度言ったらわかるんだ。そっちには行くナイヤ [行くなよな]

(9) あそこに見えるのは船カイネー [船かな]

(9') *あそこに見えるのは船イネカ

以上のように、現代山口方言の「イネ」は伝達のモダリティ形式として「ヨ」「ネ」「チャ」「ジャ」「ヤ」「ワ」などの文の最も右に位置する他の文末詞と範列的關係にあるものと捉えられる。

2.2. 「イネ」と文末詞以外の要素との関係

伝達のモダリティとして「イネ」を捉えたときに注意しなければならないことは、「イネ」が断定辞「ジャ」と共起しないということである。

(10) *あれは山ジャイネ

(10') あれは山↓イ↑ネ [山だよね/山よね]

(10'') あれは山↓イネ [山だよ/山よ]

また同様に注意すべき点は、「イネ」が判断のモダリティ形式のうちの「ジャロー」と

「ソーナ（伝聞）」とは共起しないことである。

(11) 明日は雨が降るカモシレンイネ [降るかもしれないよね]

(12) *明日は雨が降るジャローイネ [*降るだろうよね]

(12') 明日は雨が降るジャローヨ／降るジャローネ [降るだろうよ／降るだろうね]

(13) *明日は雨が降るソーナイネ [*降るそうだよね]

(13') 明日は雨が降るソーナヨ／降るソーナネ [降るそうだよ／降るそうだね]

こうした共起制限については、現段階では現象の指摘にとどめたい。

2.3. 文タイプに関して

次いで、「イネ」と文タイプとの共起関係をみてみたい。

「イネ」は平叙文とはほぼ共起する。ただし前述のように、平叙文でも断定辞「ジャ」との共起はない。また平叙文のうち、意志の文とも共起するが、(14)のように専ら動詞終止形に「イネ」がつく形をとり、「ウ・ヨウ」形式による意志表現とは共起しない。「ウ・ヨウ」形式に「イネ」が後接するのは推量・勧誘表現にかぎられる。

(14) それなら、私がヤルイネ [やるよ]

(14') *それなら、私がヤローイネ

このことは、「ウ・ヨウ」形式の意志表現が聞き手の存在を必要としないのに対し、「イネ」が常に聞き手に向かっており、主張などといった働きかけをするという伝達のモダリティ形式であることが大きく関わっているものと思われる。

「イネ」は命令文とも共起する。

(15) 早く食べーイネ [食べるよ]

(16) 早く食べテイネ [食べてよ]

なお、当該方言では連用形命令が多く用いられるが、(17)のような命令形による命令表現も男性には使われている。ただしこの場合は「イネ」ではなく「イヤ」となる。

(17) 早く食べロイヤ [食べるよ]

(17') *早く食べロイネ

ただし、疑問文と「イネ」の共起については問題がある⁴⁾。

(18) おまえはこのことをシッコツルカイネ [知っているかな]

(19) おまえはあの時ドウシッコッタカイネ [どうしていたかな]

上のように疑問文と共起することもあるが、次に示す例のように共起しないものもある。これらのちがいについては、今後の課題として保留にしておきたい。

(20) *君はこの後、何をヤルンカイネ [何をやるのか]

(20') 君はこの後、何をヤルン↓

(21) *君はこの仕事をヤリタイカイネ [やりたいか]

(21') 君はこの仕事をヤリタイ↑

以上のように、平叙文、および命令文については「イネ」が問題なく共起することがわかる。ただし、いづれの共起関係にも一定の制限があるので、このことについては3.で詳しく述べたい。

3. 「イネ」の用法

本稿の冒頭に示したように、「イネ」には典型的な4つの用法がある。これらの用法を〈情報提供〉〈断言〉〈確認要求〉〈非難・反発〉と呼び、以下この順に詳述する。

- (22) 〈情報提供〉：そりゃあもう、その時は私、本当にびっくりシマシタイネ。[しましたよ](= (1))
- (23) 〈断言〉：あいつなら絶対デキルイネ。[できるよ/できるさ](= (2))
- (24) 〈確認要求〉：あのツアー、おまえももちろん行くイネ。[行くよね](= (3))
- (25) 〈非難・反発〉：うるさいな。いわれなくてもヤルイネ。[やるよ](= (4))

3.1. 〈情報提供〉用法の「イネ」

まず、「イネ」の〈情報提供〉用法についてみていく。

- (26) a: そうなんですよ、あの時は本当に寒かったんですイネ [寒かったんですよ]
b: そうだったんですか。

この例では、話し手が聞き手の知らない自分自身の経験（話し手にとって既存の確定情報）を、聞き手に一方的に提示している。話し手が、それまで知らなかった情報を相手から得、その時初めて双方の情報量が同程度になった場合は、「イネ」を使用することはできない。

- (27) a: 私の誕生日は1月1日なのよ。
b: へえー、*ソーイネ/ソーナン/ソーカネ [そうなの]

また、いくら話し手と聞き手のもっている情報量がそれ以前から同程度であっても、不確定情報である場合は、「イネ」は使用できない。

- (28) a: 今年はソフトボールで勝てるかなあ。
b: さあねえ、みんな体がなまってるから*ワカランイネ/ワカランワー [わからないなあ]

したがって、疑問文、すなわち話し手もつ不確定情報について聞き手に問かける文とは、「イネ」は基本的に共起しないことになる。

- (29) *君はこの後、何をヤルンカイネ [何をやるのか] (= (20))
- (29') 君はこの後、何をヤルン↓ (= (20'))
- (30) *君はこの仕事をヤリタイカイネ [やりたいか] (= (21))
- (30') 君はこの仕事をヤリタイ↑ (= (21'))

さらに、話し手が確定情報を発話の時点でもっているとしても、それがその場で認識・知覚したばかりの情報である場合は、「イネ」は使用できない。

- (31) a: (玄関の方で音がする) あ、郵便が*来タイネ/郵便が来タヨ
b: あ、*本当イネ/本当ジャー

以上の「イネ」の特徴をまとめると、(32) のようになる。

- (32) 「イネ」の意味：「イネ」は、その確定情報が話し手にとって既存のものであることを示すマーカである。

3.2. 〈断言〉用法の「イネ」

話し手のもつ既存の確定情報は、話し手にとってはいうまでもない、わかりきったこと

である。この情報について聞き手に尋ねられた場合、話し手はこの情報を当たり前のものとして答えることになる。ここから「もちろん」「絶対」「当然」などの副詞と共起する〈断言〉の意味が生じる。

(33) a:あなたも行くの？

b:もちろん行くイネ [もちろん行く↓よ]

b':*もちろん行くヨ [行く↑よ]

(34) a:君、その問題わかる？

b:こんな単純な問題ぐらいワカルイネ [もちろんわかるよ]

b':*こんな単純な問題ぐらいワカルヨ [わかる↑よ]

確定情報とは、その命題に関して真偽の判断ができなかったり、命題の一部が欠如していたりする不確定情報でないものことである。このように定義すると、次の例でも「イネ」が適格となる。

(35) a:君、その問題わかる？

b:こんなややこしい問題なんかワカランイネ/*ワカランワ [わからないよ]

cf. (36) a:今年はソフトボールで勝てるかなあ。

b:さあねえ、みんな体がなまってるから*ワカランイネ/ワカランワ

(= (28))

3.3. 〈確認要求〉用法の「イネ」

話し手が、聞き手のもっている情報を自分のものと同じだと推定・期待し、その推定・期待が正しいかどうかを確認する場合にも「イネ」が使われる。これを〈確認要求〉用法とする。

(37) a:昨日君に頼んだ仕事、もう終ワツチョルイネ [終わっているよね]

b:もちろん。

また次の例のように、話し手と聞き手の双方が同程度に知っていることについて同意を求める場合も、「イネ」の使用は可能である。

(38) a:そういえば、あの時は本当に寒かったですイネ [寒かったですよね]

b:ええ、そうでしたね。

しかし、先の〈情報提供〉用法と同様、話し手と聞き手が同程度の確定情報をもっているとしても、それがその場で認識・知覚したばかりの情報である場合、「イネ」によって聞き手に同意を要求することはできない。

(39) a:うう、この教室はすごく*寒イイネ/寒イネ

b:*本当イネ/本当ジャネ

3.4. 〈非難・反発〉用法の「イネ」

聞き手が話し手の情報と異なる確定情報をもっている場合、話し手は自分もっている情報の方を聞き手が新たに認識しなおす(更新する)ように要求することがある。このような用法では、聞き手の認識と話し手の認識とのギャップが大きいため、聞き手に対する非難や反発の意が生じる。

(40) a:あなたは行かないよね

b: ええー、行クイネ [行くよ]、勝手に決めないでよ。

(41) a: あしたはお留守番をお願いね。

b: いやイネ [いやだよ]

ここで、全面的に話し手の確定情報を聞き手に認識させるという、命令文や依頼文などの行為指示的な文における「イネ」の使われ方をみてみよう。先にも挙げた命令文の例を以下に示す。

(42) 早く食べーイネ [食べるよ] (= (15))

(43) 早く食べテイネ [食べてよ] (= (16))

これらの文は、既に一度以上「食べる」という命令を行った後でなければ、使用することができない。たとえばご飯を盛った茶碗を渡してすぐには「食べテイネ」は使えないが、一度以上「食べる」という行為を要求した後であれば、「食べテイネ」の使用が可能になるのである。このことは、行為の開始時を指示する「はい」や「さあ」などと「イネ」は共起しないが、行為をさらに促す「ほら」などと共起することからもうなずけるだろう。

(44) *はい、早く食べーイネ

(45) *さあ、早く食べーイネ

(46) ほら、早く食べーイネ [食べるよ]

行為の開始を命令する場合は、「イネ」ではなく「ヨ」または「ネ」を用いる。

(47) はい／さあ、(遅れそうだから) 早く食べーヨ [食べるよ]

(48) はい／さあ、(冷めるから) 早く食べーネ [食べるよ]

こうした特徴は、禁止の表現にもみられる。初めて禁止事項を指示する場合には「イネ」は使用できないが、既にしてしまったことについて注意する場合は「イネ」が使用できる。つまり、初めて禁止事項を指示した時、話し手と聞き手との間にそれまで存在しなかった共有の情報がもたれるのだが、このような新たな情報の形成を聞き手に促す場合は「イネ」は使用できない。だが、一度禁止事項を説明して情報を共有した後、聞き手に改めてその情報を思い出させる場合には、「イネ」が用いられるのである。

(49) これはおつかいものだから食べンコトネ／食べンコトヨ／*食べンコトイネ
[食べるなよ]

(50) (既に食べてしまった相手に) あれだけ言っておいたのに食べンコトイネ／
*食べンコトネ／*食べンコトヨ [食べるなよ]

これらの例から、次の条件が導き出せる。

(51) 行為指示文における「イネ」の使用条件: 「イネ」は初めてその行為を指示する場合には使用できない。

このことは、「イネ」が、既に聞き手もっているはずの確定情報(話し手が与えた情報)を思い出させるといった機能を果たしている点で、「イネ」が他の用法において「既存の確定情報」であることを条件としていたことと無関係ではないだろう。

また、以下の(52)～(54)のように、疑問文(聞き手に対して情報を請う)としても、話し手が抱いた非難や反発などの気持ちを聞き手へと訴えかけることがその発話の重要な機能である場合にも、「イネ」が使用される。

(52) 本当にもう、一体ドコイネ。自分が置いた場所ぐらいさっさと思い出してよ。

(53) ねえ、あの本はどこに置イタンイネ

(54) こんなものをここに置いたの、ダレイネ

(52) の場合、置いた場所を思い出せない聞き手に対して「どこに置いたのか」を尋ねても、明確な答えは期待できない。しかしなお聞き手に対して、不確定な部分を補完させるための疑問文という形式を使用している。つまりこの文の運用上の意味としては、命題のうちの不確定な部分（「置いた場所」）が補完されるように聞き手に働きかけるよりも、「置いた場所」を思い出せない聞き手を非難する点に重点がおかれているといえる。

以上のような「イネ」の〈非難・反発〉用法を運用上の派生的なものにとらえ、以下のようによまとめる。

(55) 「イネ」の〈非難・反発〉用法：聞き手が話し手のもつ確定情報と異なる情報をもっている場合（平叙文、行為指示文）、あるいは話し手が聞き手から情報を得るべき立場にいるときに聞き手が命題内容における不確定な部分を補完することは不可能だと既にわかっている場合（疑問文）、聞き手に対する非難や反発などの派生的意味が「イネ」に生じる。

4. まとめ

山口方言の文末詞「イネ」について本稿で述べたことをまとめると、以下のようになる。

文法カテゴリーとしては「イネ」は文の最も右に分布しており、「ネ」「ヨ」「チャ」「ジャ」「ワ」「ヤ」などの他の文末詞と範列的關係にある伝達のモダリティ形式である。

また「イネ」は、その命題内容が話し手にとっての既存の確定情報であることを示すマーカーであると考えられる。したがって平叙文では、話し手は聞き手がその確定情報をどのように把握しているかということ判断した上で、「イネ」を〈情報提供〉〈断言〉〈確認要求〉〈非難・反発〉の4つの用法で使用する。さらに、聞き手の持つ情報がどのようであっても全面的に話し手の持つ確定情報にしたがわせる行為指示文においては、「イネ」は既に指示した情報について再度聞き手に認識をせまる意味をもつため、聞き手に対する〈非難・反発〉の意が生じる。また、情報量は本来「聞き手>話し手」であるはずの疑問文においても、聞き手が話し手の不確定情報を補完することが不可能だということが話し手にわかっている場合は「問いかける」という機能が失われ、聞き手に対する〈非難・反発〉という意味が生じる。

本稿の考察を通じて、山口方言の文末詞「イネ」がもつ汎用性も、「その命題内容が話し手にとっての既存の確定情報である」という一本の柱を中心にして、聞き手の持つ情報との関わりの中でさまざまな用法が生じていることがわかった。

しかし、残った課題も多い。まず、イントネーションについては不問にしたままである。聞き手への働きかけが問題となる文末において、文末詞とイントネーションの関係をおさえることは必要不可欠なことである。また、「イネ」が断定辞「ジャ」や判断のモダリティ形式「ジャロー」「ソーナ」などとは共起しないことや、「イネ」と疑問文との共起関係、さらに他の文末詞との意味的な関係など、本稿で保留にした部分については今後検討していく必要があるだろう。

また、かつての山口方言の「イ」「イノ」が「イネ」へと変化したのであれば、その変化の過程に東京方言「よね」などが干渉していることも考えられないわけではない。このような変化の視点は、項を改めて考えるべきであろう。

【注】

- 1) 以下、用例は読みやすさを考慮して漢字かな混じりで示し、焦点となる「イネ」に関する部分は山口方言の形式をカタカナで示すこととする。東京方言訳は直後の[]内に記す。また、文法的に不適格な例には*、語用論的に不適格な例には#、適格性の判断が難しい例には?を付す。

なお、例文の作成および適格性の判断は、高校卒業まで山口県熊毛郡で育った筆者自身が行った。したがって、より正確に言えば、本稿は「山口方言」のうちの東周防方言（玖珂・熊毛方言）における文末詞「イネ」の記述となる。

- 2) 『全国方言資料』には、「イ」「イノ」等の例は17例みられる。このうち「イ」が単独で用いられているのは11例である。
- 3) 「イネ」は男女が共通して使用するが、「イヤ」は男性のみが使用する形式である。また「イノ」は老年層では男女とも、若年層（より正確には中年層以下）では男性のみが使用する形式である。つまり男性は「イネ」「イヤ」「イノ」の3形式を用いており、以下に述べるようにこれらの形式を用法によって使い分けているのである。

まず、「イネ」は4つの用法のどれにおいても使用できるが、「イヤ」は〈確認要求〉では使えない。

(56) *あのツアー、おまえももちろん行クイヤ。(= (3))

また、「イヤ」は〈確認要求〉を除く3用法、すなわち〈情報提供〉〈断言〉〈非難・反発〉には使用できるが、「イノ」は〈断言〉と〈非難・反発〉には使えない。

(57) *あいつなら絶対デキルイノ。(= (2))

(58) *うるさいな。いわれなくてもヤルイノ。(= (4))

- 4) なお、(18) (19) は疑問を表す文末詞「カイ」に「ネ」が後接したもののようにもみえる。だが、当該地域では(59)のように「カイ」ではなく「カ」で文が終止すること、また「カ」に「ネ」「ノ」なども後接することから、疑問の文末詞は「カイ」ではなく「カ」とみなし、(18) (19) を「イネ」の用例とした。

(59) みんな海へ行ったけど、君はイカンノカ？

(60) みんな海へ行ったけど、君は行カンノカネ？

(61) *みんな海へ行ったけど、君は行カンノカイ？

【参考文献】

日本放送協会『全国方言資料』第5巻 中国・四国編

中川健次郎 (1982) 「5 山口県の方言」飯豊毅一・日野資純・佐藤亮一編『講座方言学 8 中国・四国の方言』国書刊行会

瀬戸口俊治 (1982) 「15 内海諸島の方言」飯豊毅一・日野資純・佐藤亮一編『講座方言学 8 中国・四国の方言』国書刊行会

藤原与一 (1976) 『昭和日本語の方言 3 瀬戸内海三要地方言』三弥井書店

船木礼子 (ふなき れいこ)

大阪大学大学院生 lev110hr@ex.ecip.osaka-u.ac.jp